

佐賀県産業イノベーションセンターさが「きらめく」ものづくり
産業創生応援事業特許等出願支援事業費補助金交付要領

(趣旨)

第1条 佐賀県産業イノベーションセンター（以下「センター」という。）の所長（以下「所長」という。）は、佐賀県内のものづくり産業に携わる中小企業者を対象に知的財産の取得を支援し経営基盤の強化を図るため、予算の範囲内において、さが「きらめく」ものづくり産業創生応援事業特許等出願支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することとし、その補助金の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年（1955年）法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年（1955年）政令第255号）、佐賀県補助金等交付規則（昭和53年（1978年）佐賀県規則第13号）、さが「きらめく」ものづくり産業創生応援事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）、さが「きらめく」ものづくり産業創生応援事業費補助金新技術・新製品・知財開発補助事業実施要領（以下「実施要領」という。）及びこの交付要領に定めるところによる。

(定義)

第2条 この交付要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ものづくりとは、総務省日本標準産業分類における「大分類E 製造業」に規定する業務又は以下の業務をいう。

ア 有機又は無機の物質に物理的、化学的変化を加えた新たな製品の製造を行い、自社製品の販売を行う業務

イ 製品企画等を業務とし、生産設備は持たないもののOEM委託生産等により、自社製品の販売を行う業務

(2) 前号に規定した業務のうち、以下の業務は、対象から除外する。

ア 単に製品を選別する業務及び包装の作業を行う業務

イ 土地に定着する工作物を建築する業務

ウ 自動車整備、機械等修理等を含む物品の整備・修理に係る技能・技術を提供するサービスを行う業務とし、以下の業務は本号の対象から除外

(ア) 船舶の修理、鉄道車両の修理又は改造（自家用を除く）を行う業務

(イ) 航空機及び航空機用原動機のオーバーホールを行う業務

(ウ) 金属機械又は金属加工機械をすえ付け、多種多様の機械及び部分品の製造加工と修理を行う業務

エ 総務省日本標準産業分類「大分類M 宿泊業、飲食サービス業」に規定された業務

(3) 中小企業者とは、中小企業基本法（昭和38年（1963年）法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する者をいう。ただし、以下のいずれかに該当する中小企業者は除く。

ア 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者

イ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている
中小企業者

- (4) 補助事業とは、所長が、ものづくり産業に携わる中小企業者（以下「ものづくり事業者」という。）から提出を受けた計画の内容に基づき事業の実施が適当であると認めた事業をいう。
- (5) 補助事業者とは、補助事業を実施するものづくり事業者をいう。

（補助対象者）

第3条 この補助金の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、中小企業者であって、佐賀県内に本店を有するものづくり事業者とする。

2 前項の補助対象者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年（1991年）法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 3 補助対象者は、前項第2号から第7号までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

（補助事業の対象分野及び実施期間）

第4条 この補助金の対象となる事業は、ものづくり事業者が考案した新技術を保護し事業拡大に活用するために行う特許法（昭和34年法律第121号）に定める特許権又は実用新案法（昭和34年法律123号）に定める実用新案権の取得に向けた取り組みとする。

- 2 取得を予定する特許等について、国若しくは地方公共団体又は民間団体から同一の趣旨の補助金を受ける場合は、この補助事業の対象としない。
- 3 補助事業者は、補助事業の交付決定日の属する年度の1月31日までに申請及び支出を完了しなければならない。

（補助事業の対象事業）

第5条 補助事業の対象経費、補助率及び補助限度額は、別表第1のとおりとする。

- 2 当補助事業において、申請準備、特許等申請手続きは、交付決定後に行わなければならない。ただし、先行技術等調査は交付申請前に実施することを認めることとし、その費用は補助対象経費として含めることができる。
- 3 補助金の採択は、1事業者あたり1年度内に1回とする。

- 4 対象となる特許権及び実用新案権の出願は、日本国特許出願（日本国特許庁を受理官庁とする PCT 国際出願を含まない。）とする。
- 5 補助金の計算において、その額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 6 補助対象経費は補助金の交付の決定を受けた日から当該年度の 1 月 31 日までに出願及び支出を完了するものでなければならない。

（補助金の交付申請）

第 6 条 補助金の交付の申請をしようとする者は、所長に対し、補助金交付申請書（様式第 1 号）を提出しなければならない。

- 2 前項の補助金交付申請書の提出期限は、所長が別に定める期日までとし、その提出部数は正本 1 部及び副本 4 部とする。
- 3 第 1 項の申請をしようとする者は、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年（1988 年）法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年（1950 年）法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。）がある場合には、これを減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（補助金の交付決定）

第 7 条 所長は、補助金の交付の申請があったときは審査会で選考することとし、当該申請に係る補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。

- 2 所長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

（決定の通知）

第 8 条 所長は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

（補助事業計画変更の承認）

第 9 条 補助事業者は、補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合においては、あらかじめ、様式第 2 号による申請書を所長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、以下の各号に該当する変更については、この限りではない。

- （1）交付決定時の補助金の額の 30 パーセント以内の減額
- （2）補助事業に要する経費の増額
- （3）交付決定時の補助事業に係る支出計画のうち、補助対象経費の合計額の 30 パーセント以内の経費の配分の変更
- （4）その他、補助事業の趣旨そのものに影響を及ぼさないと所長が判断する範囲での事業内容の変更

2 所長は、交付決定を行った補助事業の計画変更に伴う補助金の増額は認めない。

(補助事業の中止又は廃止等)

第 10 条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、あらかじめ様式第 3 号による申請書を所長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに所長に報告してその指示を受けなければならない。

(補助金の経理等)

第 11 条 補助事業者は、この補助金に係る経理を他の経理と明確に区分し、かつ、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした会計帳簿及び証拠書類を整備した上で、補助事業が完了した日の属する会計年度（毎年 4 月 1 日を始期とし、翌年 3 月 31 日を終期とする。以下同じ。）の終了後 5 年間保管しなければならない。

(申請の取下げ)

第 12 条 補助金の交付決定を受けた者は、第 8 条による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、補助金の交付決定を受けた日から 20 日以内に交付申請取下届出書（様式第 4 号）を所長に提出し、補助金の交付申請を取下げることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(事情変更による決定の取消し等)

第 13 条 所長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

2 所長が、前項の規定により補助金等の交付の決定を取り消す場合は、天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合とする。

(補助事業の遂行)

第 14 条 補助事業者は、法令の定め並びに補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他所長の命令及び指示に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。

2 補助事業者は、補助金を補助事業以外の用途に使用してはならない。

(状況報告及び調査)

第 15 条 所長は、必要に応じて補助事業者から補助事業の遂行の状況について報告を求め、又は調査をすることができる。

(補助事業遂行の指示等)

第 16 条 所長は、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、当該補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを指示することができる。

2 所長は、補助事業者が前項の指示に従わなかったときは、その者に対し、当該補助事業の遂行の一時停止を求めることができる。この場合において、所長は、補助事業者が当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を所長の指定する期日までにとらないときは、第 18 条第 1 項の規定により当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消す旨を明らかにするものとする。

(実績報告)

第 17 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき、又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、補助事業の実績報告書に係る書類を添えて所長に提出しなければならない。

2 前項に規定する実績報告書は、様式第 5 号のとおりとする。

3 第 1 項の実績報告書の提出期限は、補助事業を完了した日又は補助事業の廃止の承認を受けた日の翌日から起算して 10 日を経過した日又は補助金の交付決定日の属する年度の 1 月 31 日のいずれか早い日とし、その提出部数は 1 部とする。

4 第 6 条第 3 項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第 1 項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでない場合は、これを補助金から減額して報告しなければならない。

5 第 6 条第 3 項のただし書により交付の申請をした補助事業者は、第 1 項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入控除税額が確定した場合は、その金額を消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書(様式第 6 号)により速やかに所長に報告するとともに、所長の返還命令を受けて、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を返還しなければならない。

(補助金の交付の決定の取消し)

第 18 条 所長は、補助事業者が補助金の他の用途への使用をし、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又は所長の命令若しくは指示に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 第 8 条の規定は、第 1 項の規定による取消しをした場合について準用する。

(補助金の額の確定等)

第 19 条 所長は、第 17 条第 1 項の規定に基づき、補助事業者からの実績報告書を受領したときは、佐賀県が定める「ものづくり産業課所管の補助事業等に関する検査要領」に基づき検査するものとする。

2 所長は、前項の検査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを確認し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

(是正のための措置)

第 20 条 所長は、補助事業の完了又は廃止に係る補助事業の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に対して指示するものとする。

(補助金の交付)

第 21 条 補助金の額の確定の通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書を所長に提出しなければならない。

2 前項に規定する補助金交付請求書は、様式第 7 号のとおりとする。

(査定状況等の報告)

第 22 条 補助事業者は、補助事業により行った特許庁への出願について、所長の承認なく自ら放棄又は取下げ等を行わないものとし、査定結果を受領するまで、毎年 3 月末現在の状況を 5 月末日までに、様式第 8 により査定状況を所長に報告しなければならない。

附 則

この交付要領は、令和 6 年度（2024 年度）分の補助金から適用する。

別表第1（第5条関係）

補助事業の対象経費

経費区分	経費区分の内容	補助率	補助限度額
特許出願料	特許申請に係る特許庁出願手数料	補助対象経費の3分の2以内	30万円
特許出願審査請求料	上記特許申請に係る特許出願審査請求手数料 (令和7年1月31日までに提出のうえ代理人への精算が完了したものに限り)		
実用新案登録出願料	実用新案登録申請に係る特許庁出願手数料及び初回3年分の登録料		
代理人費用	上記に係る手続を弁理士（特許業務法人を含む）に依頼した場合の代理人費用 ※交付申請前に実施する先行技術等の調査費用を含む		
その他	その他所長が必要と認める経費		

※ 振込手数料、通信費は補助対象外とする。

令和 年 月 日

公益財団法人佐賀県産業振興機構
 佐賀県産業イノベーションセンター 所長 様

申請者
 住 所 〒
 （都道府県）
 企業名
 代表者役職・氏名

令和6年度佐賀県産業イノベーションセンター
 さが「きらめく」ものづくり産業創生応援事業
 特許等出願支援事業費補助金交付申請書

下記のとおり補助事業を実施したいので、金 円を交付されるよう、佐賀県産業イノベーションセンターさが「きらめく」ものづくり産業創生応援事業特許等出願支援事業費補助金交付要領の規定により、以下のとおり申請します。

記

支援希望知的財産権	<input type="checkbox"/> 特許権 <input type="checkbox"/> 実用新案権		
業種		従業員数	人
資本金	千円	売上高(年間)	千円
創業年月日(予定)		法人設立年月日(予定)	
発明の名称等			
補助事業に要する経費	円 (税込み)		
交付申請金額	円 (税抜き)		
発明・考案・創作者			
権利承継書類の写し	<input type="checkbox"/> 就業規則等 <input type="checkbox"/> 職務発明規程等 <input type="checkbox"/> 譲渡証等		
申請者	担当者 職・氏名		
	連絡先	TEL	FAX
		E-Mail	

代理人 (弁理士)	事務所名・ 担当者名		
	所在地	〒 —	
	連絡先	TEL	FAX
E-Mail			

【確認・同意事項】（以下の事項を確認の上、□に✓印を記入してください。）

- 「佐賀県産業イノベーションセンターさが「きらめく」ものづくり産業創生
応援事業特許等出願支援事業費補助金交付要領」第3条第2項に規定する暴力
団員との密接な関係を有するものではありません。
なお、貴センターが県を通じて佐賀県警察本部に照会することについて承諾
します。
また、照会で確認された情報は、今後、私が貴センターと行う他の契約等に
おける身分確認に利用することに同意します。
- 「佐賀県産業イノベーションセンターさが「きらめく」ものづくり産業創生
応援事業特許等出願支援事業費補助金交付要領」第4条第2項の規定に該当し
ません。

1. 出願する知的財産権について

<p>知的財産権の内容や特長</p>	<p>※出願しようとする発明や考案により解決される課題や期待される効果等、従来技術との相違点や当該技術等の特長、原理などを記載してください。(図面等を適宜使用してください)</p>
<p>出願の動機、目的、必要性</p>	<p>※出願に至った経緯や出願の目的・必要性、出願後に想定する活用方法などを記載してください。</p>
<p>先行技術・類似調査の状況</p>	<p>※J-PlatPat 等による検索結果等を示し、先行技術・類似調査の結果を記載してください。</p>

2. 出願する知的財産権の活用と今後の事業展開について

<p>新たな製品やサービス等への活用</p>	<p>※出願する知的財産権を活用した新製品・新サービス、あるいは事業戦略等の概要、実行スケジュールを記載してください。</p>
<p>対象市場の状況</p>	<p>※出願する知的財産権を活用した新たな事業展開のターゲットについて、その市場規模や将来性について記載してください。</p>
<p>販売方法とPR方法</p>	<p>※今後の事業展開に際して、具体的に想定する顧客に対してどのようにプロモーションし、どのように販売（提供）していくのかについて、市場投入までの実行スケジュールとともに記載してください。</p>

見込まれる 事業効果	<p>※当該事業が自社に与える継続的な事業効果（事業競争力、社員の意識改革等）について記載してください。</p>
事業実施上の課題	<p>※出願後、事業展開する上で想定される課題等（例：関連技術の確立、実証試験の必要性、品質管理の向上、ブランド戦略の構築、資金調達、社内体制整備など）、対応策及びスケジュール等について説明してください。</p>

3. 収支計画

(1) 補助事業に係る資金計画

(単位：円)

項 目	金 額
自 己 資 金	
補助金充当額	
合 計	

(2) 補助事業に係る支出計画

(イ) 経費の内訳

① 特許出願の場合

(単位：円)

経費区分	補助事業に要する経費（税込）	補助対象経費（税抜）(A)	補助金申請額(B)
特許出願料			
特許出願審査請求料			
代理人費用			
その他			
計			

② 実用新案登録出願の場合

(単位：円)

経費区分	補助事業に要する経費（税込）	補助対象経費（税抜）(A)	補助金申請額
実用新案登録出願料			
代理人費用			
その他			
計			

【①②共通】

注1) 振込手数料、通信費は補助対象外とする。

注2) 補助対象経費(A)に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、仕入に係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額は、減額すること。

注3) 補助金申請額(B)は、30万円を補助限度額とし、補助対象経費(A) × 2 / 3 で算定した額(千円未満切り捨て)以内で記入すること。

【①のみ】

注1) 特許出願審査請求料は、特許申請に係る「特許出願審査請求」を令和7年1月31日までに終えたうえで、代理人への支払いが完了したものを補助対象とする。

※ 申請書に添付する書類

- (1) 事業実態を確認できる書類
〔法人〕 法人登記の履歴事項全部証明書〈申請日以前3か月以内のもの〉
〔個人〕 直近2年分の確定申告書の控え又は個人事業の開業・廃業等届出書の写し〈税務署に提出し税務署の受領印があるもの〉
- (2) 出願手続きの代理人（弁理士）が作成した見積書の写し
- (3) 対象となる発明（実用新案を含む。）が、職務発明（特許法第35条第1項に定める「職務発明」をいう。）であるときは、申請者は、発明者、考案者及び創作者から特許を受ける権利を承継したことを示す書類（該当部分の写し）
- (4) 会社の概要が分かるもの（パンフレット等）
- (5) 「パートナーシップ構築宣言」した場合は、「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトにアップロードした「パートナーシップ構築宣言」の写し
- (6) 賃金引上げを表明する場合は、別紙1「従業員への賃金引上げ計画の表明書」

様式第2号（第9条関係）

令和 年 月 日

公益財団法人佐賀県産業振興機構

佐賀県産業イノベーションセンター 所長 様

補助事業者

住 所 〒

(都道府県)

企業名

代表者役職・氏名

令和6年度佐賀県産業イノベーションセンター
さが「きらめく」ものづくり産業創生応援事業
特許等出願支援事業費補助金変更承認申請書

令和 年 月 日付け佐産イ第 号により補助金交付決定の通知があった
標記補助金について、別紙に記載した理由により事業の内容及び経費の配分を変更し〔金
円の減額承認を受け〕たいので、佐賀県産業イノベーションセンターさが「きらめく」もの
づくり産業創生応援事業特許等出願支援事業費補助金交付要領の規定により、関係書類を
添えて申請します。

- (注) 1 金額の変更のない変更申請の場合は [] の分は、消去すること。
2 「関係書類」は、補助金交付申請書に準じて作成し、変更前の事業内容及
び経費の配分と比較できるように記載すること。

様式第3号（第10条関係）

令和 年 月 日

公益財団法人佐賀県産業振興機構

佐賀県産業イノベーションセンター 所長 様

補助事業者

住 所 〒

（都道府県）

企業名

代表者役職・氏名

令和6年度佐賀県産業イノベーションセンター
さが「きらめく」ものづくり産業創生応援事業
特許等出願支援事業費補助金中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け佐産イ第 号により補助金交付決定の通知があった
標記補助金について、別紙に記載した理由により事業の中止（廃止）の承認を受けたいの
で、佐賀県産業イノベーションセンターさが「きらめく」ものづくり産業創生応援事業特許
等出願支援事業費補助金交付要領の規定により申請します。

記

1 事業の中止（廃止）の理由（別紙）

様式第4号（第12条関係）

令和 年 月 日

公益財団法人佐賀県産業振興機構

佐賀県産業イノベーションセンター 所長 様

補助事業者

住 所 〒

（都道府県）

企業名

代表者役職・氏名

令和6年度佐賀県産業イノベーションセンター
さが「きらめく」ものづくり産業創生応援事業
特許等出願支援事業費補助金交付申請取下届出書

令和 年 月 日付け佐産イ第 号により補助金交付決定の通知があった
標記補助金について、下記のとおり取り下げたいので、届け出ます。

記

1 取り下げの理由

様式第5号（第17条関係）

令和 年 月 日

公益財団法人佐賀県産業振興機構

佐賀県産業イノベーションセンター 所長 様

補助事業者

住 所 〒

（都道府県）

企業名

代表者役職・氏名

令和6年度佐賀県産業イノベーションセンター
さが「きらめく」ものづくり産業創生応援事業
特許等出願支援事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け佐産イ第 号により補助金交付決定の通知があった標記補助金について、下記のとおり事業を実施したので、佐賀県産業イノベーションセンターさが「きらめく」ものづくり産業創生応援事業特許等出願支援事業費補助金交付要領の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 発明の名称等

2 事業完了期日 令和 年 月 日

3 補助事業の収支決算

(1) 収 入

(単位：円)

項 目	金 額
自 己 資 金	
補助金充当額	
合 計	

(2) 支 出

(イ) 経費の内訳

①特許出願の場合

(単位：円)

経費区分	支出実績額 (税込)	補助対象経 費(税抜) (A)	補助金充当額	
			交付決定額	実績額 (B)
特許出願料				
特許出願審査請求料				
代理人費用				
その他				
計				

注1) 振込手数料、通信費は補助対象外とする。

注2) 特許出願審査請求料は、特許申請に係る「特許出願審査請求」を令和7年1月31日までに終えたうえで、代理人への支払いが完了したもののみを補助対象とする。

注3) 補助対象経費(A)に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、仕入に係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額は、減額すること。

注4) 補助金充当の実績額(B)は、交付決定額を上限に補助対象経費(A)×2/3で算定した額(千円未満切り捨て)以内を記入すること。

②実用新案登録出願の場合

(単位：円)

経費区分	支出実績額 (税込)	補助対象経 費(税抜) (A)	補助金充当額	
			交付決定額	実績額 (B)
実用新案登録出願料				
代理人費用				
その他				
計				

注1) 振込手数料、通信費は補助対象外とする。

注2) 補助対象経費(A)に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、仕入に係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額は、減額すること。

注3) 補助金充当の実績額(B)は、交付決定額を上限に補助対象経費(A)×2/3で算定した額(千円未満切り捨て)以内を記入すること。

(ロ) 支出相手方及び支出年月日

支出相手方（弁理士等名）	支出年月日

4 知的財産権取得後の事業展開等（予定）

--

※特許出願・審査請求したことを証明できる書類又は実用新案登録出願したことを証明できる書類は別添のとおり

様式第6号（第17条第5項関係）

令和 年 月 日

公益財団法人佐賀県産業振興機構

佐賀県産業イノベーションセンター 所長 様

補助事業者

住 所 〒

(都道府県)

企業名

代表者役職・氏名

令和6年度佐賀県産業イノベーションセンターさが「きらめく」
ものづくり産業創生応援事業特許等出願支援事業費補助金
に係る消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書

令和 年 月 日付け佐産イ第 号で補助金の額の確定通知があった標記
補助金に関し、消費税及び地方消費税の仕入控除額が確定したので、佐賀県産業イノベ
ーションセンターさが「きらめく」ものづくり産業創生応援事業特許等出願支援事業費補助
金交付要領の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金額（センターが補助金額確定通知書により通知した額）
円
- 2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
円
- 3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕
入控除税額
円
- 4 補助金返還相当額（3－2）
円

- (注) 1 積算内訳についても添付のこと（任意の様式可）
2 課税事業者であっても、単純に補助金の消費税率及び地方消費税率相当額が
消費税及び地方消費税に係る仕入控除による減額等の対象額ではない。

様式第7号（第21条関係）

令和 年 月 日

公益財団法人佐賀県産業振興機構

佐賀県産業イノベーションセンター 所長 様

補助事業者

住 所 〒

(都道府県)

企業名

代表者役職・氏名

令和6年度佐賀県産業イノベーションセンター
さが「きらめく」ものづくり産業創生応援事業
特許等出願支援事業費補助金交付請求書

令和 年 月 日付け佐産イ第 号で補助金の額の確定の通知があった標記補助金のうち、下記金額を交付されるよう佐賀県産業イノベーションセンターさが「きらめく」ものづくり産業創生応援事業特許等出願支援事業費補助金交付要領の規定により請求します。

記

請求額 金 円

振込先

銀行名

支店名

口座種別 普通・当座

口座番号

フリガナ

口座名義人

様式第8号（第22条関係）

令和 年 月 日

公益財団法人佐賀県産業振興機構

佐賀県産業イノベーションセンター 所長 様

補助事業者

住 所 〒

(都道府県)

企業名

代表者役職・氏名

令和6年度佐賀県産業イノベーションセンター

さが「きらめく」ものづくり産業創生応援事業特許等出願支援事業費補助金

特許庁出願の査定状況報告書

佐賀県産業イノベーションセンターさが「きらめく」ものづくり産業創生応援事業特許等出願支援事業費補助金交付要領第22条の規定に基づき、特許庁への出願の査定状況について下記のとおり報告します。

記

1. 外国特許庁への出願内容等

出願の種別		補助金採択年度	
発明の名称等			
出願人			
出願日			
査定状況	特許査定・拒絶査定・審査中（応答含む）・審判中・審査未請求等		
特許番号等又は拒絶理由等			

※「出願人」の欄は、全ての出願人を明記してください。

※「発明の名称等」の欄は、実用新案登録出願の場合は「考案の名称」を指すものとする。